

令和5年産国内産農産物の銘柄設定等の意見聴取会（新潟県）議事概要

1. 開催日時

令和4年12月16日（金）13:30～13:55

2. 開催場所

デンカビッグスワンスタジアム大会運営室4

3. 出席者

（行政機関）

新潟県農林水産部農産園芸課	主任	朝妻	英治
新潟県農林水産部食品・流通課	技師	小野	真理恵

（関係団体）

新潟県主食集荷商業協同組合	総務課長	玉川	陽子
新潟県主食集荷商業協同組合		松田	優和
新潟県農産物検査協会	業務部長	松嶋	正仁
日本穀物検定協会関東支部新潟出張所	出張所長	宇野	隆

（北陸農政局）

生産部生産振興課	上席農政業務管理官	横澤	隆
生産部生産振興課	課長補佐（流通）	松山	弘

4. 議題

新潟県における、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米「亀の蔵」の産地品種銘柄の廃止について

5. 議事内容等

（1）開会

〔生産部生産振興課 松山課長補佐〕（以下、「事務局」という。）

定刻となりましたので、「国内産農産物銘柄設定等に関する意見聴取会」を開会します。

本日は皆様お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます。北陸農政局生産部生産振興課の松山と申します。

本日の出席者の紹介ですが、別紙、出席者名簿に変えさせていただきますのでよ

ろしく願います。

では、本日の資料について確認をさせていただきます。

会議次第、出席者名簿と座席表

資料 1-1 国内産農産物の銘柄設定等に係る申請（新潟県）

資料 1-2 令和 4 年産 産地品種銘柄一覧表（新潟県）

資料 2-1 農産物検査に関する基本要領（抜粋）

資料 2-2 国内産農産物銘柄設定等申請手続きマニュアル

資料 3 申請書の写し（1 件分）

お手元に届いていない資料がありましたら、お知らせください。

次に、ここで本日の意見聴取会の座長として、北陸農政局生産部生産振興課の横澤上席農政業務管理官を選出させていただきますので、ご了解をお願いします。

なお、本意見聴取は、公開で行うこととなっていることから、傍聴を認めています。また、皆様の発言要旨については、議事録として閲覧に供することとし、北陸農政局のホームページで公表します。

以上で、進行を座長に交代します。

（2）銘柄設定等申請手続き及び申請状況

〔生産部生産振興課 横澤上席農政業務管理官〕（以下、「座長」という。）

北陸農政局生産部生産振興課の横澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、何かとお忙しい時期にも係わらず、また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にもご協力の下、お集まりいただき、ありがとうございます。

また、皆様方には、日頃より農林水産行政の推進にご理解とご支援を賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本日の意見聴取会につきましては、銘柄廃止について様々な立場の方にご意見を伺い、その結果について農林水産省農産局長に報告し、その後、銘柄廃止を行うという運びとなりますので、忌憚のないご意見を願います。

それでは、議事次第に基づき、2の「国内産農産物銘柄設定等申請手続きの概要説明」について、事務局から資料 1-1 から資料 2-2 について説明します。

〔事務局〕

この意見聴取会は、資料 2-1 の「農産物検査に関する基本要領の抜粋」の 2 ページ、4（銘柄の設定等の手続）の次ページ(4)、農林水産省農産局長は、地方農政局長からの報告を受けて、農産物検査法第 11 条第 3 項に基づき、農産物検査に関し学識経験を有する者、都道府県、生産者団体及び実需者団体並びに地方農政局長が

必要と認める関係機関を参集させ、当該申請に係る意見の聴取をさせる。ということで開催するものであります。

北陸農政局では、銘柄設定の手続きとして、8月31日に北陸農政局のWebサイトに「国内産農産物の銘柄の設定等に係る申請について」を掲載し、10月3日から10月31日まで受付を行いました。

その結果、産地品種銘柄の設定申請はございませんでしたが、「北陸農政局」より水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米の「亀の蔵」の銘柄廃止の申請を行ったところです。

銘柄の廃止の手続きについては、資料2-1「農産物検査に関する基本要領の抜粋」の2ページ、3(銘柄廃止の要件)に「3項目」が示されており、そのいずれかに該当した場合には、銘柄を廃止することができます。

(ア) 銘柄設定の要件のいずれかを満たさなくなること。

銘柄設定要件としましては、

- ① 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- ③ 品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法の第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
- ④ 複数の品種を一つの品種群について品種銘柄又は産地品種銘柄として設定する場合は、品種特性、品質の観点から、品種群として同一の銘柄とすることが適当であること。これは、品種群の設定です。当資料の4ページ「別表」に載せておりますが、今回の申請においては該当しておりません。
- ⑤ 品種銘柄及び産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること。
- ⑥ の、品種銘柄については、農水省本省の対応になりますので該当しません
- ⑦ は、大豆の産地品種銘柄について示されておりますが、今回は、大豆の申請がありませんので該当しません。」

(イ) 他の銘柄等への作付転換等により検査数量が減少すること。

(ウ) 前年産及び前々年産の検査実績がないこと。

以上が、銘柄廃止をする場合の要件となります。

また、地方農政局長が行う銘柄の廃止の手続きについては、資料2—2基本要領

別紙2にありますように、地方農政局長は、農産物検査に関する基本要領の規定に基づき、ホームページ等の利用その他の適切な方法により、廃止する銘柄の受検希望の有無の確認や銘柄の廃止に関する意見を公募し、その結果を踏まえて、農産物検査法第11条第3項に基づく意見聴取会を開催します。意見聴取会で廃止に関する反対意見が無い場合、廃止手続きを行い。今後の受検見込みや作付け見込みがある場合廃止手続きを行わないこととします。

今回、申請した農産物につきましては、北陸農政局として、これら要件を満たしていることを確認して、農産局長に報告したところです。

これに対し、農産局長から、当該申請に係る意見聴取会を開催するよう指示があり、本日、意見聴取会を開催する運びとなりました。

なお、本日の意見聴取に先立ち、北陸農政局のWebサイトで、今回申請がありました銘柄廃止の申請に係る意見募集したところ、意見はありませんでした。

今後の手続きについては、この意見聴取会で頂いたご意見を農産局長に報告し、農産局長がこの意見聴取会の結果及び申請の内容を基本要領に照らして、当該申請の銘柄廃止を行う必要があると認めた場合には、農林水産大臣が行う農産物規格規程の一部改正のための事務手続きを来年3月末までに行うという、スケジュールとなります。

なお、この意見聴取会の議事録を、北陸農政局のWebサイトに公開することとなっていますので併せてお知らせします。

銘柄設定等申請手続きの概要は、以上です。

(3) 新潟県における令和5年産農産物銘柄廃止に係る意見聴取

〔座長〕

それでは、議事次第3及び4の新潟県における令和5年産農産物銘柄廃止に係る意見聴取に入ります。

北陸農政局から銘柄廃止申請を行いました水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「亀の蔵」につきまして、申請書の様式第1-1号における申請の理由等について、ご説明いたします。

〔事務局〕

亀の蔵は、平成25年産から産地品種銘柄に設定された品種で、当初100トン

前後の検査実績がありました。最近では平成29年産に検査された2トンが最終の検査実績となります。

このため、廃止要件である前年産及び前々年産の検査実績がないことに該当するため、今回廃止申請を行いました。

〔座長〕

では、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「亀の蔵」の銘柄廃止について、本日出席の方々からご意見を頂きたいと思います。

それでは、ご出席の皆様からご意見はございませんか。

〔座長〕

生産振興の立場で、新潟県様いかがでしょうか。

〔新潟県農産園芸課〕

「亀の蔵」の廃止につきまして、先ほど説明があったとおり、30年以降作付けがないことは、我々農産園芸課の調査においても了解していたところです。我々としたしましては、生産者の作付けの意向がないということであれば、特段意見があるというものではないと思っております。

〔座長〕

ありがとうございます。販売の立場から新潟県主食集荷商業協同組合様、何か意見はございませんか。

〔新潟県主食集荷組合〕

販売の立場ということですが、当方では、「亀の蔵」は扱った事がないので、異存はございません。

〔座長〕

ありがとうございます。新潟県農産物検査協会様、いかがでしょうか。

〔新潟県農産物検査協会〕

当方での検査成績は今ほどお話があった通りでございますし、廃止に関して、特段意見はありませんので、提案のとおりでよろしいかと思っております。

〔座長〕

ありがとうございます。日本穀物検定協会関東支部新潟出張所様、いかがでしょうか。

〔日本穀物検定協会新潟出張所〕

ご説明いただきました通りで、私どもの検査実績にございませんので、特に意見はございません。

〔座長〕

新潟県食品・流通課様、いかがでしょうか。

〔新潟県食品・流通課〕

私どもは普段農産物検査の実績の取りまとめを行っておりますが、「亀の蔵」は29年産を最後に報告を受けておりませんし、私どもから特段の意見はございません。

〔座長〕

それでは、十分に意見が出尽くしたと思われそうです。

銘柄を廃止した場合の問題について意見はありませんでしたので、他に意見がないようであれば、銘柄の廃止の手続きとして、この意見聴取の結果を農林水産省農産局長に提出したいと思っておりますが異議はございませんでしょうか。

〔出席者〕

〔異議なし〕

〔座長〕

有難うございました。

本日のご意見につきましては、北陸農政局から農産局長へ報告いたします。

以上で、本日予定していましたが意見聴取会の議事が終わりましたので、座長の任を解かさせていただきます。

事務局に進行をお返しします。

ご協力有難うございました。

「事務局」

大変有難うございました。

座長からも話がありましたように、本日、意見聴取させていただいた内容等は、農林水産省農産局長に報告して参ります。

これもちまして、本日の意見聴取会を終了いたします。有難うございました。

(以上)